

宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、政策の実現に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民にわかりやすく自主性に富んだ県行政を計画的に推進するとともに、透明性の確保及び県民参加の醸成に資することを目的とする。

(議決すべき計画)

第二条 知事その他の執行機関は、次に掲げる計画（計画期間が五年未満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、議会の議決を経なければならない。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（他の条例に議会の議決の定めのあるものを除く。）

(意見の申出)

第三条 議会は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、議決した計画（他の条例の定めにより議決した計画を含む。）の変更又は廃止を必要と認めるときは、知事その他の執行機関に対し意見を申し出ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、宮城県総合計画は第二条第一号に掲げる計画とし、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第四条第三項に基づく宮城県スポーツ振興基本計画、みやぎの福祉・夢プラン、宮城県産業振興アクションプラン、宮城県水産振興ビジョン、新世紀みやぎ森林・林業ビジョン、宮城県観光立県行動計画及びみやぎ新時代教育ビジョンは第二条第二号に掲げる計画とする。

(環境基本条例の一部改正)

3 環境基本条例（平成七年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(宮城県の民間非営利活動を促進するための条例の一部改正)

4 宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成十年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(みやぎ食と農の県民条例の一部改正)

5 みやぎ食と農の県民条例（平成十二年宮城県条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(宮城県男女共同参画推進条例の一部改正)

6 宮城県男女共同参画推進条例（平成十三年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部改正)

7 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成十四年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(総合計画審議会条例の一部改正)

8 総合計画審議会条例(昭和四十六年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略